



発行日 2024.7.5

発行者 瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良孝司

東海地区の梅雨入りは、昨年より 23 日、平年より 15 日も遅かったようです。今年もまた、大雨(線状降水帯)による被害が出ています。被害にあわれた方には、心よりお見舞い申し上げます。

梅雨入りが遅かったからといって、梅雨明けも遅いとはならないみたいで、梅雨明けは早くなるともいわれています。今年も暑い夏が来そうです。みなさま方もお体に十分おきをつけください。



ハンゲショウ【東三河ふるさと公園】 2024.6.29 撮影

【INDEX】

- 税務・労務に関する情報
7月の税務と労務の手続き期限【提出先・納付先】 1
について
- 子育て支援等に関する最新情報
子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案 2
の概要について
- 税制改正に関する最新情報
扶養控除申告書の提出について 2
- 特集
教育訓練給付の拡充について 3
- 日経新聞拾い読み
出生率 1.20 で最低 昨年、東京は 1 割れ 4
- PRIVATE
交流戦 VS ソフトバンク 4
阿蘇山 高岳・中岳

■ 税務・労務関係に関する情報

7月の税務と労務の手続き期限【提出先・納付先】について

7月の税務と労務の手続き期限【提出先・納付先】についてご案内いたします。

10日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限【年金事務所または健保組合】 <7月1日現在>
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
- 特例による源泉徴収税額の納付 <1月～6月分>【郵便局または銀行】
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出【公共職業安定所】 <前月以降に採用した労働者がいる場合>
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限 <年度更新>【労働基準監督署】
- 労働保険料の納付 <延納第1期分>【郵便局または銀行】

16日

- 所得税予定納税額の減額承認申請 <6月30日の現況>の提出【税務署】
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出【公共職業安定所】

31日

- 所得税予定納税額の納付 <第1期分>【郵便局または銀行】
- 労働者死傷病報告の提出【労働基準監督署】 <休業4日未満、4月～6月分>
- 健保・厚年保険料の納付【郵便局または銀行】
- 健康保険印紙受払等報告書の提出【年金事務所】
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出【公共職業安定所】
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合） <雇入れ・離職の翌月末日>【公共職業安定所】
- 固定資産税・都市計画税の納付 <第2期>【郵便局または銀行】

※都・市町村によっては異なる月の場合があります。

■子育て支援等に関する最新情報

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案の概要について

6月5日、参院本会議で賛成多数により改正子ども・子育て支援法が成立しました。

改正法は、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するための措置など、次の3つが柱となっています。

1 「加速化プラン」において実施する具体的な施策 2 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設

3 子ども・子育て支援金制度の創設

上記1の主な内容等は下記のとおりです

【「加速化プラン」において実施する具体的な施策】

- ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化
 - ・児童手当の抜本的拡充（24年10月）
 - ・妊婦のための支援給付創設など（25年4月1日）
- すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
 - ・こども誰でも通園制度の創設（26年度全国実施へ）
 - ・教育・保育を提供する施設・事業者への経営情報等の報告義務付け（25年4月1日）
 - ・事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げ（25年4月1日）
 - ・児童扶養手当の第3子以降の加算額引上げ（24年11月1日）
- 共働き・共育の推進
 - ・育児時短就業給付の創設（25年4月1日）
 - ・国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置の創設（26年10月1日）

【子ども・子育て支援特別会計の創設】

子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

【子ども・子育て支援金制度の創設】

子ども・子育て支援金制度の創設による支援金の被保険者等への賦課・徴収に係る規定は26年4月1日より施行されることとされており、医療保険加入者一人当たり平均月額（事業主負担分を除いた本人拠出分）について、26年度から28年度の見込額として、次のような試算が示されています。

	26年度	27年度	28年度
全制度平均	250円	450円	450円
被用者保険	300円	400円	500円
協会けんぽ	250円	350円	450円
健保組合	300円	400円	500円
共済組合	350円	450円	600円
国民健康保険	250円	300円	400円
後期高齢者医療制度	200円	250円	350円

■税制改正に関する最新情報

扶養控除申告書の提出について

勤務先へ提出する「給与所得者の扶養控除等申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等申告書」に記載すべき事項が、前年にその勤務先へ提出した扶養控除等申告書に記載した事項から異動がない場合は、その記載すべき事項の記載に代えて、異動がない旨を記載した申告書を提出することができるようになります。

この、前年から異動がない旨を記載した申告書を「簡易な申告書」といいます。簡易な申告書を提出する場合は、次の事項に1つでも該当する場合は、簡易な申告書を提出することができませんのでご注意ください。

【チェックリスト】

- あなたや源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族などの住所又は居所が異動した
- あなたや控除対象扶養親族などの氏名に変更があった
- あなたや源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族などのマイナンバー（個人番号）に変更があった
- 源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族（以下「年少扶養親族」といいます。）に新たに該当することとなる（又は該当しなくなる）人がいる
- あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当することとなる（又は該当しなくなる）
- あなたや同一生計配偶者、扶養親族が（特別）障害者に該当することとなる（又は該当しなくなる）
- 源泉控除対象配偶者の所得の見積額が95万円超となる
- 控除対象扶養親族や年少扶養親族の所得の見積額が48万円超となる
- 控除対象扶養親族の年齢の変動により控除の区分が変わる（例）控除対象扶養親族が特定扶養親族や老人扶養親族に該当することとなる場合、特定扶養親族が23歳になったことにより特定扶養親族に該当しなくなる場合
- 控除対象となる国外居住親族について、扶養控除の適用要件の区分が変わる（例）その国外居住親族の年齢が30歳に達することにより扶養控除の適用要件の区分が「38万円以上の送金を受ける人」に該当することとなる場合、扶養控除の適用要件の区分が「留学」に該当していた国外居住親族について、留学の事実がなくなったことにより「38万円以上の送金を受ける人」に該当することとなる場合
- 年少扶養親族が16歳になり控除対象扶養親族に該当することとなる

教育訓練給付の拡充について

6月19日、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会が開催され、改正雇用保険法施行に向けた改正省令案要綱の諮問等が行われました。これは、令和6年10月1日から教育訓練給付金の給付率が引き上げられるのに伴うもので、具体的には次のように拡充されます。

教育訓練給付金の給付率の引き上げ

【現状】

- 厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講・終了した場合にその費用の一部を支給すること(教育訓練給付)を通じて労働者の学びなおし等を支援している。
- 個人の主体的なり・スキリング等への直接支援を一層、強化、推進するとともに、その教育訓練の効果(賃金上昇や再就職等)を高めていく必要がある。

【見直し内容】

- 教育訓練給付金の給付率の上限を受講費用の70%から80%に引き上げる。
 - ・専門実践教育訓練給付金(中長期的キャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練講座を対象)について、教育訓練の受講後に賃金が増加した場合、現行の追加給付に加えて、さらに受講費用の10%を追加で支給する。
 - ・特定一般教育訓練給付金(速やかな再就職および早期のキャリア形成に資する教育訓練講座を対象)について、資格取得し、就職等した場合、受講費用の10%(合計50%)を追加で支給する。
- ※賃金要件(5%アップ)などの要件があります。

<施行期日> 2024.10.1

	専門実践教育訓練給付金	特定一般教育訓練給付金	一般教育訓練給付金
対象講座	労働者の中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練	速やかな再就職および早期のキャリア形成に資する教育訓練	左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練
本体給付	50%(年間上限 40 万円)	40%(年間上限 20 万円)	20%(年間上限 10 万円)
追加給付① (資格取得+就職・雇用)	20%(年間上限 16 万円)	10%(年間上限 5 万円)	-
追加給付②(賃金上昇)	10%(年間上限 8 万円)	-	-
最大給付率	80%(年間上限 64 万円)	50%(年間上限 25 万円)	20%(年間上限 10 万円)

【ご参考】現行の対象資格・講座

専門実践教育訓練給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・社会福祉・保健衛生関係の専門資格(看護師、介護福祉士等) ・デジタル関連技術の習得講座(データサイエンティスト養成コース等) ・専門職大学院 等
特定一般教育訓練給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許関係(大型自動車第1種免許等) ・医療・社会福祉・保健衛生関係の講座(介護職員初任者研修等)

教育訓練休暇給付金

【現状】

- 労働者が自発的に、教育訓練に専念するために仕事から離れる場合に、その訓練期間中の生活費を支援する仕組みがない。
- 労働者の主体的な能力開発をより一層支援する観点からは、離職者等を含め、労働者が生活費等への不安なく教育訓練に専念できるようにする必要がある。

【見直し内容】

- 雇用保険被保険者が、教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に、基本手当に相当する給付として、賃金の一定割合を支給する教育訓練休暇給付金を創設する。

<施行期日> 2025.10.1

教育訓練休暇給付	
対象者	・雇用保険被保険者
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練のための休暇(無給)を取得すること ・被保険者期間が5年以上あること
給付内容	<ul style="list-style-type: none"> ・離職した場合に支給される基本手当と同じ ・給付日数は、被保険者期間に応じて90日、120日、150日のいずれか
国庫負担	・給付に要する費用の1/4または1/40(基本手当と同じ)

■日経新聞拾い読み

出生率 1.20 で最低 昨年、東京は 1 割れ

人口減に拍車

厚生労働省は 5 日、2023 年の人口動態統計を発表した。1 人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は 1.20 で過去最低を更新した。出生数や婚姻数も戦後最少だった。経済負担や働き方改革の遅れから結婚や出産をためらう若い世代が増えた。少子化と人口減少が加速してきた。

出生率は 16 年から 8 年連続で低下した。これまでの最低は 22 年と 05 年の 1.26 だった。国立社会保障・人口問題研究所が 23 年 4 月に公表した将来人口推計の仮定値（中位、1.23）を下回った。

年齢別の出生率をみると最も落ち込み幅が大きかったのは 25～29 歳の女性だった。第 1 子出生時の母の平均年齢は 31.0 歳となり初めて 31 歳台になった。地域別にみると出生率が最も低いのは東京都の 0.99 だった。1 を割り込んだのは東京だけだった。埼玉、千葉、神奈川の首都圏 3 県はいずれも 1.1 台にとどまり、都市部で低い傾向があった。最も高いのは沖縄県の 1.60 だった。全 47 都道府県で前年を下回った。

外国人を除く出生数は前年比 5.6%減の 72 万 7277 人だった。死亡数は前年比 0.4%増の 157 万 5936 人

と過去最多だった。出生数は 17 年連続で死亡数を下回り、出生と死亡の差である自然減は 84 万 8659 人。前年よりも 5 万人多く、人口減少のペースが加速している。

出生率の低下は未婚化や晩婚化など様々な要因が影響している。婚姻数は前年比 6.0%減の 47 万 4717 組で、戦後初めて 50 万組を下回った。婚外子が少ない日本では婚姻数の減少は出生数に直接影響する。

21 年の出生動向基本調査によると「いずれ結婚するつもり」と答えた未婚者の割合は 15 年調査と比べ男女ともに 5 ポイント近く減った。「結婚したら子どもを持つべき」と答えた人は男性が 20.4 ポイント、女性が 30.8 ポイント減った。（後略）

合計特殊出生率が、過去最低を更新して 1.20 となったとの報道に驚いています。これは、年金問題と密接な関係があります。将来の年金給付水準を維持するためには、合計特殊出生率を 1.29(中位)と仮定していますが、かなり下回っています。なぜ、出生率が低化しているのか、政府は、こども支援法などの少子化対策を実行していますが、十分な効果は得られていません。状況をよく分析して根本的な対策が必要と考えます。

□PRIVATE

交流戦 VS ソフトバンク

名古屋から総勢 45 人の虎友と福岡「みずほ PayPay ドーム」でのソフトバンク戦 2 試合、熱い応援して来ました。

1 日目は、あまり盛り上がりませんでした。2 日目は満塁ホームランもでて、すっきり。祝勝会も大いに盛り上がりました。



阿蘇山 高岳・中岳

2 試合観て、福岡から熊本へ移動。阿蘇山に登ってきました。前回仙酔峡登山口から登りましたが、今回は山頂広場からです。噴火警戒レベル 2 ということで、1km 以内には立ち入ることができないため、少し迂回ルートです。噴火口がよく見える中岳と阿蘇山最高峰の高岳 1592m(肥後の国)に登りました。阿蘇の雄大さと地球のエネルギーを感じさせられました。



瀬良社会保険労務士・FP事務所

代表 瀬良 孝司

〒458-0826

名古屋市緑区平子が丘 3 0 2 9

TEL 052-623-8769 090-9910-2988

FAX 052-623-8769

E-mail mount-like94@ksh.biglobe.ne.jp

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~sr-sera/> (事務所 HP)

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~yamasuki-serappe/> (PRIVATE)